

本件は、2023年8月23日に公示しましたが該当者がなかったため、（調達管理番号を変えた上で）再公示します。

公 示 日：2023年9月20日（水）

調達管理番号：23a00672

国 名：エジプト

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

調 達 件 名：エジプト国大カイロ都市圏及び周辺地域の国土開発計画における都市交通インフラ整備戦略の策定プロジェクト詳細計画策定調査（グリーン戦略／環境社会配慮）

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：グリーン戦略／環境社会配慮
- (2) 格 付：4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2023年11月上旬から2024年1月下旬
- (2) 業務人月：現地 0.50、国内 0.70、合計 1.20
- (3) 業務日数：準備期間 7日、現地業務期間 15日、整理期間 7日

【注意】業務従事者決定後、エジプト政府によるセキュリティクリアランスが必要となります。セキュリティクリアランス手続きに1か月強を見込んでいますが、状況によっては派遣時期が後ろ倒しとなり、契約期間も変更となる可能性があります。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数：1部

(3) 提出期限：2023年10月4日(水) (12時まで)

(4) 提出方法：電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022年4月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年10月16日(月)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載 (<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |

- ③ 語学力 16 点
 ④ その他学位、資格等 16 点
 (計 100 点)

類似業務経験の分野	都市交通計画における環境社会配慮に係る各種業務及び気候変動問題に係る各種業務
対象国及び類似地域	中東地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エジプト国は 2010 年から 10 年間で人口が 2,000 万人増加するなど、人口の増加が著しく 2020 年には 1 億人を突破した。居住可能地域が全土の 10%にも満たず、人口の大半が大カイロ都市圏に集中しており、首都カイロへの一極集中が著しい状況にある。市民の移動は、自動車依存が高く大カイロ都市圏には 1 日あたり推定 600 万台の車両が走行しており、慢性的な交通渋滞を引き起こしている。国連推計によると、エジプト国の人口増加率は今後も長期にわたり約 2%程度で推移し、2030 年には 1.2 億人、2050 年には 1.5 億人に達し、世界 9 位の人口規模になると予想されている。

都市機能の麻痺を懸念したエジプト政府は、2007 年に策定した「カイロ・ビジョン 2050」において、大カイロ都市圏の交通モードの拡充を目標に掲げ、JICA 支援による 4 号線をはじめとした 15 路線の地下鉄整備構想を提案しており、2016 年に策定した長期開発戦略である「持続的な開発計画 2030 (Sustainable Development Strategy 2030)」の中でも、公共交通網の拡充を重要課題として挙げているほか、新都市開発計画を示し、カイロ東部における New Capital (新首都) 開発やスエズ運河特別経済区開発を進めているが、都市開発のスピードは著しく、都市や地域間の関係性については十分な検証がされておらず、カイロ大都市圏において統合された都市交通計画は見当たらない。

こうした都市の拡大に対し、大カイロ都市圏における巨大な移動ニーズにこたえる都市交通の整備方針がないことは持続可能な都市開発上の課題であり、

JICA としても、これらの課題解決に向けて、「大カイロ都市圏総合交通計画調査 (CREATS) 2002 年」、「大カイロ都市圏持続型都市開発整備計画調査 (SDMP) 2008 年」、「全国総合運輸計画策定調査 (MiNTS) 2012 年」を実施し運輸交通マスタープランの策定を支援してきた。「エジプト・アラブ共和国運輸交通開発計画に係る情報収集・確認調査報告書 (JICA、2022)」によると、エジプト政府は策定された計画に基づき着実にインフラ整備を進めており、CREATS における 20 の優先プロジェクトは時間を要しながらも着実に実施され、MiNTS における 104 件の運輸交通インフラに係るプロジェクトの 80%以上が計画通りに進行されている。

その一方、上述の新首都を含むカイロ周辺における急速な都市開発やスエズ運河特別経済区開発等、計画策定当時の想定と異なる開発も進められており、住宅省国土開発計画庁 (General Organization for Physical planning。以下「GOPP」という。) や運輸省運輸計画庁 (Transportation Planning Authority。以下「TPA」という。) からは継続的に CREATS や MiNTS 等の既往計画の更新支援が求められてきた。また、都市圏の拡大に伴い、経済活動が活発化し、人々の移動はより複雑化、長距離化することが予想される中で、大カイロ都市圏における都市交通インフラは複数あるものの、プロジェクト間での調整がなされないまま個別に実施されているとの課題も指摘されており、都市部での交通課題の解決を図ることが難しい状況になっている。

係る状況を踏まえ、大カイロ都市圏及び周辺地域における都市交通に関し、CREATS や MiNTS の策定支援当時の状況の変化を踏まえ、同都市圏の将来ビジョンを見据えた包括的な都市交通施策の在り方を検討し、都市交通マスタープランを策定/改訂することを目的とする「エジプト国大カイロ都市圏及び周辺地域の国土開発計画における運輸交通インフラ整備戦略の策定プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)に係る支援について、2021 年にエジプト政府から日本政府に要請があった(要請の概要は以下のとおり)。

同要請を受けて JICA は 2021 年に「エジプト・アラブ共和国運輸交通開発計画に係る情報収集・確認調査」を実施した結果、本プロジェクトは大カイロ都市圏と新首都における都市交通インフラ整備戦略の策定に係る支援を行うこととしている。

【要請内容 (抜粋)】

案件の期間	3 年間
協力形態	開発計画調査型技術協力
インパクト	エジプトの経済成長に必要な輸送交通インフラ整備が

	効率的に推進される
アウトプット	(a) 大カイロ都市圏のための輸送交通インフラ整備戦略の策定（運輸交通データベースの更新を含む） (b) (a) に基づく関連省庁の役割分担を明確化する優先プロジェクトの策定 (c) 実施段階における情報共有システム・仕組みの構築

上記を念頭に置きつつ、本業務を通じて必要な情報収集及びエジプト側との協議を行い、プロジェクトの枠組みを決定する必要がある。

7. 調査の目的及び業務の内容

(1) 調査の目的

エジプト国大カイロ都市圏及び周辺地域の国土開発計画における都市交通インフラ整備戦略の策定プロジェクト詳細計画策定調査（以下「本調査」という。）は、以下を目的として実施する。

- ① 本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について詳細計画策定調査結果にまとめること
- ② 他ドナーを含む関連機関との役割分担・連携方針を確認すること
- ③ 関連する上位政策・計画を確認し、先方実施機関と協力の枠組みについて担当各分野の観点から確認・協議し、合意文書締結に協力すること
- ④ 環境社会配慮に係る情報収集および情報公開用資料の作成を行うこと

(2) 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

1) 国内準備期間（2023年11月上旬～2023年11月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・マスタープラン・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査方針、スケジュール、面談先等、収集すべき情報を検討する。
- ② カイロ・ビジョン 2050 や NDCs(Nationally Determined Contributions)

等、既存の開発計画(上位計画)におけるグリーン戦略(National Strategy for Climate Change 2050 (2022年))について情報収集および分析を行う。

- ③ カイロ首都圏モビリティ評価及び公共交通改善調査(世銀)(Greater Cairo Region Mobility Assessment and Public Transport Improvement Study (MAPTIS))について情報収集および分析を行う。
- ④ 既存情報に基づき、グリーン戦略/環境社会配慮(担当分野)に関するステークホルダーを整理、組織体制(構成、人員、予算)、能力等を事前に確認した上で、ヒアリング先を決定する。
- ⑤ エジプト側関係機関(C/P 機関等)に対する質問票(案)を作成する。作成にあたっては、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)との取りまとめに協力する。質問票は JICA エジプト事務所を通じて事前配付を行うが、オンライン会議等でも事前にヒアリングを行い、現地業務の効率化を図る。
- ⑥ 現地調査で収集すべき情報・留意点を検討し、担当分野に係る詳細計画策定調査対処方針(案)及びエジプト側関係機関に対する説明資料(案)を作成する。
- ⑦ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書(案)の目次構成及び分担を検討する。
- ⑧ JICA がエジプト政府と締結する M/M (Minutes of Meetings)、R/D (Record of Discussions) (案)、の担当分野部分について作成に協力する。
- ⑨ 調査団内の打合せや対処方針会議等に参加する。

2) 現地業務期間(2023年12月上旬~2023年12月中旬)

- ① JICA エジプト事務所等との打合せに参加し、担当分野の調査事項について説明する。
- ② エジプト側関係機関との協議及び現地調査に参加し、担当分野の調査目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

- (a) 要請背景・内容について改めて情報確認、整理を行う。2021年の要請時から時間が経過しており、時間変化を踏まえた分析を行う。
- (b) 対象地域及び対象となるスコープについて、改めて意向を確認する。
- (c) 関係機関（他援助機関含む）及び実施体制を確認する。特に、エジプト国の気候変動への取組実施体制について確認する。

イ) 関連各組織（住宅省国土開発計画庁、運輸省運輸計画庁、環境省環境庁、対象地域自治体等）の整理と分析

- (a) 関連する各組織の担当分野に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員の専門性、業務経験、実施能力、課題について情報収集する。
- (b) 各組織の役割分担及び調整メカニズムについて把握・分析を行う。
- (c) 担当分野に関する組織の予算規模、内訳について情報収集する。
- (d) 担当分野に関する組織の役割について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各組織の能力評価とステークホルダー分析を行う。
- (e) 「エジプト・アラブ共和国運輸交通開発計画に係る情報収集・確認調査報告書」で示される関係組織や協力体制について確認する（特に、カウンターパートとなる住宅省国土開発計画庁と運輸省運輸計画庁の連携について確認）。

ウ) 開発計画（上位計画）や既存計画及び法令等

- (a) 開発計画（上位計画）、都市交通計画におけるグリーン戦略の実施状況・進捗・課題を確認し分析する。
- (b) 都市開発、都市交通の現況及び都市交通計画・交通インフラ整備に関するグリーン戦略方針について情報収集するとともに開発計画（上位計画）や既存計画との整合性・課題を確認し分析する。
- (c) 担当分野に関する法令・条例・規則等を確認する。
- (d) GHG 排出量のエジプト側の算定方法・状況等について確認し、本格協力で活用可能か分析する。
- (e) 戦略的環境アセスメント、住民合意形成にかかる関連法制度、ガイドラインの有無、適用状況、実施上の課題等を確認し分析する。

- エ) 環境社会配慮に関し、現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ④ ③で抽出した課題、留意事項の整理、本プロジェクトの協力量針にかかる提言の取りまとめを担当分野の観点から行う。
- (a) Rebranding 戦略(11.(1)参照)を踏まえた今次都市交通マスタープランの策定に向けた調査項目、必要な期間、留意点、調査方法、合意形成等に関する提言のとりまとめ
 - (b) 地域開発・都市計画と交通インフラ開発計画の整合性を図り、グリーン戦略を踏まえたマスタープラン策定後の推進に向けた取り組み、マスタープランに基づく開発を促進するうえでのインセンティブ等に関する提言のとりまとめ
 - (c) リスクとなる事象(前提条件、外部条件、工程管理、コスト管理、総合的管理等)に関連する情報
 - (d) 横断的に留意すべき事項(気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ)の整理、分析
- ⑤ 調査結果に基づき、JICAと先方機関との協議に同席しR/D案を含むMM案の作成に協力する。また、プロジェクトの協力計画案、期間、実施体制などについて、提言を取りまとめる。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 現地調査結果について、担当分野にかかる要旨をJICAエジプト事務所、在エジプト日本大使館等に報告する。
- ⑧ 担当分野に係る収集資料リストを作成し、収集資料リストの取りまとめ作業に協力する。
- ⑨ 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月版)」に基づき、以下の調査を行う。
- (a) 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査。
 - (b) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案の作成。
 - (c) 情報公開用の環境社会配慮調査結果(英文)の作成。
 - (d) 実施機関の環境社会配慮に関する実施能力の把握
 - (e) 環境社会配慮面のパイロットプロジェクト選定基準の確認

- (f) 気候変動リスク評価の準備（可能な範囲で、「JICA 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)（適応策）（「8.道路」、「9.鉄道」等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策に資するか判断し、適応オプションを検討する。）

3) 帰国後整理期間（2023年12月中旬～2024年1月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析等から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ④ R/D 案（英文）、事業事前評価表案（和文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書（和文3部）

2024年1月31日（水）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）、担当分野に係る事業事前評価表（案）を添付し、電子データをもって提出することとする。

(2) 収集資料一式（面談録、質問票の回答を含む）

電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

(1) 留意点は以下のとおりです。航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄アブダビ／ドバイ⇄エジプトを標準としますが、その他の経路を排除するものではありません。

(2) その他留意事項

1) エジプト政府によるセキュリティクリアランス

エジプト政府関係者と協議面談を行う際、エジプト治安当局によるセキュリティクリアランスの許可を取得することが必須となります。セキュリティクリアランス申請は業務従事者決定後に可能となり、同許可取得までは1～2か月を要する見込みです。2か月を大きく上回る期間を要するなど許可取得までの遅延が発生した場合は、改めて選定者と業務契約期間の検討を行います。

セキュリティクリアランスのレベルは国籍や活動内容で異なり、日本人以外の外国人の場合は許可を得ることが難しくなる傾向にあります。このため、本業務従事者は原則、日本人とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年12月1日（金）～12月15日（金）を予定していますが、上記に記載のとおりセキュリティクリアランス手続き進捗により渡航時期が後ろにずれる場合があります。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

- イ) 都市政策 (JICA)
- ウ) DX 活用 (JICA)
- エ) 協力企画 (JICA)
- オ) 都市開発/土地利用 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- カ) 都市交通計画/公共交通 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- キ) グリーン戦略/環境社会配慮 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA エジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎: あり
- イ) 宿舎手配: あり
- ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上: なし
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA がアレンジします。JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取付が必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供: なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書 (写)
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・「エジプト・アラブ共和国運輸交通開発計画に係る情報収集・確認調査 (QCBS) 報告書」
https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_405_12364048.html
 - ・「エジプト国 大カイロ都市圏総合交通計画調査事前調査報告書」
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_405_11661410.html
 - ・「エジプト国 大カイロ都市圏持続型都市開発整備計画調査最終報告書 (和文要約: 都市開発マスタープラン編)」
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_405_11893401.html

- ・「エジプト・アラブ共和国 全国総合運輸計画策定調査ファイナルレポート (要約)」

https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_405_12057576.html

- ・ "Arab Republic of Egypt Data Collection Survey for Studying the Current and Proposed Land Use Impact in Greater Cairo Region and its Surrounding Area on the Road and Transportation Planning (QCBS) Final Report"

https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_405_12364063.html

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

11. 参考情報（調査実施上の留意事項）

（1）グリーン戦略と新しいマスタープランの形の追求（MP-Rebranding）

エジプトは2022年に National Strategy for Climate Change 2050 を発表しており、同年に COP27 がエジプトで開催されるなど、気候変動が国内でも注目度の高い課題となっていることから、グリーン戦略団員を配置し、気候変動緩和策や適応策の検討を行う。

グリーン戦略については、グリーン経済、グリーン交通、グリーンインフラ、グリーンツーリズムなど、多岐に渡る取組が各国で進められており、単に環境配慮型行動だけでなく、グリーン成長にどうつなげていくかの視点が重要となる。グリーン成長につなげるための本プロジェクトの具体的な活動に関する提案が求められる。

また、マスタープランの付加価値を高めるため、都市交通ネットワークの新設・拡充の提案に関しては例えば、輸送、ネットワーク、サービス向上（日本式駅務サービス）など実効性の高い戦略を立案することが求められる。

（2）効率的かつ効果的なマスタープランの策定の手法検討

従来の大規模な交通調査の実施によるマスタープランの策定手法を脱却し、DX や既存データの有効活用やローカルコンサルタントの活用等、費用及び時間を最小限にしつつ効果的なマスタープランの策定手法を検討する。

特に、近年、マスタープランの策定に留まらず、策定から実施に向けたスムーズな動きを加速していくことが求められている。そのためには、策定前、策定中からマスタープランの実施を視野に入れたプロアクティブな活動が

求められており、担当分野の観点からの具体的な提案が求められる。

(3) 本体協力のスコープの明確化のための団員構成

本案件では、本体協力の一部内容を開始後に議論・検討しながら実施していくというよりも、あらかじめ開始時からスコープをより明確にし、本体協力をクイックかつスムーズに展開するため、本調査は計7人の団員を配置した手厚い構成としている。

(4) エジプト側との検討対象範囲のすり合わせ（地域、交通モード等）

2021年に接到した要請書では全国運輸マスタープラン策定への期待が寄せられており、その期待を念頭におきつつも、「エジプト・アラブ共和国運輸交通開発計画に係る情報収集・確認調査報告書」を踏まえ本プロジェクトの対象は新首都を含む大カイロ都市圏とし、同対象における都市交通（特に公共交通）にフォーカスしたマスタープランとすることを想定している。エジプト側と本想定について議論し、対象範囲を明確にする必要がある。

(5) エジプト側の実施体制

本プロジェクトのカウンターパートは都市交通の計画主体である住宅省国土開発計画庁となるが、実施運営を担う機関（運輸省運輸計画庁等）との連携を考慮し、プロジェクトの実施体制を検討する。

(6) ジェンダーへの配慮

カウンターパート組織内のジェンダーバランスやジェンダー主流化（女性職員や管理職の登用促進等）の現状を把握するための情報収集を行う。配布する質問票にもジェンダー配慮に関する事項を含める。

(7) 他ドナーとの協力

JICAが支援中の地下鉄4号線のほか、地下鉄1号線（建設に係る資金支援はフランス開発庁、欧州投資銀行及び欧州復興開発銀行、技術支援はフランス政府により実施）、2号線（エジプト予算で建設）が全線開通しており、3号線（建設に係る資金はフランス開発庁、欧州連合及び欧州投資銀行、技術協力は欧州連合）は2024年に全線開通予定である。そのほかにも、LRT（中国輸出入銀、2022年部分開業）、モノレール（イギリス輸出金融、2023年開業予定）、BRT（スウェーデン政府、建設中）等、様々なドナーの支援により公共交通の導入が進められている。都市交通インフラ整備を支援している各ドナーと協力・連携し、マスタープラン策定においては、各プロジェクト間の整合性を図る。

以上